

天皇の退位・即位に関わる儀式において政教分離原則を厳格に守ることを要請します

内閣総理大臣 安倍晋三様

宮内庁長官 山本信一郎様

私共「政教分離原則の侵害を監視する全国会議（略称「政教分離の会）」は、天皇の代替わりにおいて、宗教的な色彩が極めて強い儀式を、国事行為又は宮廷費から支出する公的な性格を持つ儀式として行うことに対して、日本国憲法20条3項の政教分離原則、及び同89条の宗教組織への公金支出の禁止違反であることを訴え、その撤回を要請するものです。

天皇の代替わりの日程が2019年4月30日退位、5月1日即位と決定され、政府が設置した「退位に伴う皇位継承の準備委員会」にて式典の基本方針が決定されています。そこでは「前回の明仁即位の時にこれらの式典は現憲法下で十分な検討が行われた」「今回も基本的な考え方や内容は踏襲されるべきだ」という路線で進み、これにて「憲法と皇室の伝統の両立」が図れると結論付けられようとしています。同時に「即位礼正殿の儀」および、「剣璽等承継の儀」をはじめとする七つの「退位・即位の礼」関連儀式を国事行為とし、「大嘗祭」については、「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格があり、費用を（公金である）宮廷費から支出することが相当」としています。

国事行為として行われようとする七儀式のうち、特に「剣璽等継承の儀（けんじとうけいしょうのぎ）」は「日本書紀」に記される「天壤無窮の神勅（てんじょうむきゅうのしんちやく）」に由来する神話に基づく儀式であります。「天壤無窮の神勅」とは、天照大神がその天孫降臨の子孫である「瓊瓊杵尊（ににぎのみこと）」に、地上の支配権を渡したとする神勅であり、その際に、支配権の印として譲り受けた三種の神器を踐祚（せんそ）＝「皇位が移されること」のごとに、即位する天皇に渡されなければ、天照大神から譲り受けた地上の王権は正式には移されない、という考えに基づいた儀式です。

このような神話的性格の色濃い儀式を「国事行為」として行って、「憲法と両立できる」とする感覚は理解しがたいものです。前回の明仁天皇即位の際には、宗教的な側面を薄めて、「政教分離原則違反」という論議を起ささないように、剣と璽に加えて、天皇が公務で使う印章である御璽・国璽も加えて、「剣璽（等）」としました。また裕仁天皇の代替わりの時までは、「剣璽渡御の儀（けんじとぎよのぎ）」とされたものを「継承」として天皇主権の色合いを薄める努力はしました。しかし公務の印章を抱き合わせて宗教色を薄めたかに見せても、やはり神話の考えに則ったものを国事行為として行うことには変わりなく、このような神話的世界観に基づく儀式を、膨大な国費を用いて、しかも「国事行為」として行うのは、政教分離原則違反と言えるものです。

「剣璽等継承の儀」等の手続きは現皇室典範には記載がなく、すべて「旧皇室典範」

に基づいた神道的儀式に基づいて、戦前に倣って行われました。1990年に行われた「即位の礼・大嘗祭」の費用は、123億円の巨額に上りました。

天皇が即位後、初めて行う新嘗祭(にいなめさい)は、大嘗祭(だいじょうさい)として行われますが、大嘗祭では、そのためにだけ大嘗宮を造営し、悠紀(ゆき)殿及び主基(すき)殿において新穀を皇祖及び天神地祇(てんじんちぎ)に供え、自らも食し、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穰などを感謝し、祈念するという宗教儀式が行われます。このような宗教色強い儀式が皇室の公的な行事という位置づけで行われたことは重大な問題です。大嘗祭関連直接費用だけでも22億円(内、大嘗宮造営関係費用約14億円)という膨大な臨時費が組まれました。政府は今回の代替わりにて予定されている大嘗祭も、平成の例を踏襲するとしています。

これらの神道行事全てを、「日本の伝統」とし、「憲法と皇室の伝統が両立する」ものとするのは、事実上、政教分離原則を骨抜きにするものです。市民が神道を信じない自由、神道行事に参加しない自由は、ますます「日本の伝統」の名の下に制限されることとなります。

天皇の退位・即位に関する儀式から徹底して宗教的側面を排除し、これらの予定されている神話的理念に基づく宗教儀式を、国事行為又は公的行事として宮廷費の支出を取りやめ、政教分離原則を厳格に守った代替わりを行うよう要請を致します。

2018年3月31日

「政教分離原則の侵害を監視する全国会議」

東京都西東京市柳沢2-11-13

代表幹事 木村庸五、古賀正義

事務局長 星出卓也